

一般社団法人日本認知症ケア学会

第 17 回認知症ケア上級専門士認定試験

『受験の手引』

受験申請を行う場合は、本書をよくお読みください。

受験申請期間

2025年9月1日(月)～9月30日(火) 消印有効

試験実施日:2025年12月7日(日)

◆ 受験申請ならびに詳細等お問い合わせ先 ◆

一般社団法人日本認知症ケア学会事務センター

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 4-1-1 オザワビル (株) ワールドプランニング内

TEL : 03-5206-7565 / 03-5206-7431 (受付時間 : 10:00～12:00・13:00～17:00 / 土日祝日除く)

FAX : 03-5206-7757 (常設) E-mail : office@dcq-ex.net

URL : <https://ninchisyoucare.com/>

受験申請に必要な書類

■申請書類

様式	申請書類
1	第 17 回認知症ケア上級専門士認定試験受験申請書
2	認知症ケア専門士 取得単位表
3*	第 17 回認知症ケア上級専門士受験資格単位・発表申請書
4*	認知症ケア上級専門士研修会受講修了証書（コピー）貼付用紙
5*	認知症ケア専門士 施設内研修等修了証明書
6	送付先宛名
	作成した申請書類のコピー（各 2 部）

*【様式 3】【様式 4】【様式 5】は任意提出書類です。

* 認知症ケア専門士 取得単位表（【様式 2】）のみで 30 単位以上が確認できる場合は，【様式 3】【様式 5】を提出する必要はありません。

* 認知症ケア専門士 取得単位表（【様式 2】）で認知症ケア上級専門士研修会の受講が確認できる場合は，【様式 4】を提出する必要はありません。

■その他の書類

様式	その他の書類	備 考
A	登録事項変更申請書	専門士として登録している住所，氏名等を変更する場合のみ提出してください。
B	第 17 回認知症ケア上級専門士認定試験 受験配慮申請書	「受験時間の延長」をご希望の方は，診断書等のコピーを添付してください。

I. 認知症ケア上級専門士認定試験 受験資格

受験条件	1. 認知症ケア専門士としての経験が3年以上あること 2. 専門士資格更新の有無にかかわらず、<u>2020年4月1日～2025年3月31日の期間で認知症ケア専門士の単位を30単位以上取得していること</u> 3. 認知症ケア上級専門士研修会を修了していること 4. 次のいずれか1つ以上の条件を満たしていること* 1) 認知症ケア上級専門士制度規則にある学術集会、地域部会研修会等での演題発表または事例報告（筆頭者のみ） 2) 認知症ケア上級専門士制度規則にある「査読制度のある機関誌等」での論文・事例発表（筆頭者のみ）
------	--

*2020年4月1日以降かつ認知症ケア専門士資格取得以降～受験申請期間最終日までに行った発表等に限ります。

II. 第17回認知症ケア上級専門士認定試験 試験概要

1. 試験日時、実施方法、合格要件等

試験日時	2025年12月7日（日）10：00～11：00 ※ 試験時間延長者：10：00～11：20
	※ 試験時間延長者とは「【様式B】第17回認知症ケア上級専門士認定試験受験配慮申請書」を提出し、受験時間延長が認められた方をさします。
実施方法	Web試験（パソコン等を使用しインターネット上で行う試験） ※ 本試験の受験にはインターネットに接続する環境と、パソコンまたはタブレット等の端末が必要です。 ※ 原則として自宅での受験となります。
受験料	10,000円
出題範囲	認知症ケア上級専門士テキストに準じた内容 ・「改訂3版・認知症ケアにおける倫理」 ・「改訂3版・認知症ケアのためのケアマネジメント」 ・「改訂3版・介護関係者のためのチームアプローチ」
出題数	50問（五者択一）
合格要件	正答率70%以上

2. 申請期間・方法

申請期間	2025 年 9 月 1 日（月）～9 月 30 日（火）消印有効 ※ 10 月 1 日以降の消印の申請書類は受け付けられませんので、ご了承ください。天災またはそれに類する理由以外の申請遅延は認められません。
申請方法	作成した申請書類を各自で用意した封筒に入れ，【様式6】送付先宛名を貼付し簡易書留にて提出してください。普通郵便等で不達等の事故が発生した場合，本学会では責任を負いかねます。 <u>必ず，申請書類（原本1部）と作成した申請書類のコピー（各2部）の計3部を提出してください。</u>
申請先	〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 4-1-1 オザワビル（株）ワールドプランニング内 一般社団法人日本認知症ケア学会「上級専門士認定委員会」係

3. 受験料の納付方法

受験料の 払い込み	郵便局備え付けの払込取扱票に次の事項を記入し，受験料を払い込みください。 受験料：10,000 円 口座番号：00160-0-781575 加入者名：日本認知症ケア学会上級専門士委員会 通信欄：①受験者氏名・ふりがな，②専門士番号を記入してください。
注意事項	・2025 年 9 月 30 日（火）までにゆうちょ銀行（窓口・ATM）から払い込みください。 ・ゆうちょ銀行以外からの払い込み，または現金によるお支払いはできません。 ・次のものを領収書に代えさせていただきます。 ①窓口で払い込みをした場合：振替払込請求書兼受領証（原本） ②ATM で払い込みをした場合：ATM 発行のご利用明細票（原本） ・複数人による合算での払い込みはできません。 ・払い込まれた受験料は返金しません。ただし，受験資格を満たさない場合には，払い込まれた受験料より手数料を引いた額を返金します。 ・払込み手数料は負担してください。

4. 受験配慮について

受験配慮をご希望の方は，受験申請時に「【様式B】第 17 回認知症ケア上級専門士認定試験受験配慮申請書」を提出してください。「受験時間の延長」をご希望の方は，診断書等，公的な証明書のコピーを添付してください。

実際の配慮内容は，認知症ケア上級専門士認定委員会において決定します。希望に沿うことができない場合があります。

5. 申請書類の記入方法

書類の訂正は、修正液等を使用せず、二重線で消し訂正印を押してください。

【様式1】第17回認知症ケア上級専門士認定試験受験申請書

- ①必要事項を記入し、4×3 cm の証明写真（写真裏面に氏名を記入）を貼付してください。
- ②受験料払い込み時の振替払込請求書兼受領証のコピーを貼付してください。紛失した場合は、支払い年月日を申請書に記入してください。また、振替払込請求書兼受領証（ご利用明細票）の原本は領収書に代えさせていただきますので大切に保管してください。
*入金が確認できない場合は、受験することができません。
- ③本様式のコピー（2部）は、証明写真を貼付したものをコピーしてください（モノクロ可）。コピーした申請書に証明写真を貼付する必要はありません。
- ④受験票等は、認知症ケア専門士として登録されている連絡先へ送付します。送付先を変更する際は、「【様式A】登録事項変更申請書」を提出してください。

【様式2】認知症ケア専門士 取得単位表

認知症ケア専門士公式サイト「取得単位確認サイト」より「認知症ケア専門士 取得単位表」を印刷し、ご提出ください。

●認知症ケア上級専門士認定試験受験資格における取得単位数に関する注意事項

専門士単位有効期間：2020年4月1日～2025年3月31日

当該期間に専門士単位を30単位以上取得している必要があります。当該期間外に取得した単位は、本年度の受験資格の単位としては認められません。

【様式3】第17回認知症ケア上級専門士受験資格単位・発表申請書 ※任意提出

「認知症ケア専門士 取得単位表（【様式2】）」のみで30単位以上の取得が確認できる場合は、【様式3】を提出する必要はありません。

参加・発表等を証明する資料1件につき1枚を使用してください。複数枚必要な場合は、本様式をコピーして使用してください。

「学会・講座等認定コード表（認知症ケア専門士公式サイトにて閲覧および印刷が可能）」を参照し、該当するコード（数字6桁）を記入してください。

●日本認知症ケア学会が主催する講演等：

専門士取得単位表に反映されてない講座等に参加している場合は、それを証明する参加証・発表記録等のコピーを貼付してください。

●日本認知症ケア学会が認定する講演等：

自身で保管している参加・発表を証明する書類（参加証明書、領収書、発表者の場合は該当プログラムなど）のコピーを貼付してください（申請書類の返却はしませんので必ずコピーを使用してください）。

●その他：

認知症ケアに関する地方自治体等が主催する研修会等での講師活動および、地域での相談活動は、1回につき1単位として申請可能です（年度最大5単位）。

【様式4】認知症ケア上級専門士研修会受講修了証書（コピー）貼付用紙 ※任意提出

「認知症ケア専門士 取得単位表（【様式2】）」で認知症ケア上級専門士研修会の受講が確認できる場合は、【様式4】を提出する必要はありません。

単位表に記載のない場合は、本様式に必要事項を記入し、有効期間内の認知症ケア上級専門士研修会受講修了証書のコピーを貼付してください。

【様式5】認知症ケア専門士 施設内研修等修了証明書 ※任意提出

「認知症ケア専門士 取得単位表（【様式2】）」のみで30単位以上の取得が確認できる場合は、【様式5】を提出する必要はありません。

本様式は、施設・団体・機関等の責任者が記入・捺印をしてください。

複数の修了証明書を提出する場合は、本様式をコピーして使用してください。1回につき1単位として申請可能です（年度最大5単位）。

【様式6】送付先宛名

各自で用意した封筒の表（宛名面）に【様式6】を貼り付け、申請書類を簡易書留にて提出してください。

【様式A】登録事項変更申請書 ※任意提出

認知症ケア専門士として登録している住所、氏名等を変更する場合のみ、提出してください。

【様式B】第17回認知症ケア上級専門士認定試験受験配慮申請書 ※任意提出

受験配慮を希望する方のみ提出してください。希望内容によっては診断書の提出が必要となります。なお、配慮内容は認知症ケア上級専門士認定委員会において決定します。ご希望に沿えない場合がありますのでご承知おきください。

6. 申請書類等に関する注意事項

申請書類の返却	受理した申請書類は返却できません。
申請書類の不備	申請書類に不備がある場合は一度返却します。不備が訂正可能である場合は、当該箇所を訂正し、不備通知に記載する指定期間内に再提出してください（詳細は不備通知に記載）。
申請書類の到着の確認	提出した申請書類が到着しているか等の照会には応じることができません。郵送時に交付される「簡易書留郵便物受領書」の引受番号で、各郵便局へお問い合わせください。
申請書類の提出後の諸変更（氏名、住所等）	受験票および結果通知等はすべて、認知症ケア専門士として登録している連絡先に送付します。受験申請後に氏名、住所等に変更があった場合は、すみやかに「【様式A】登録事項変更申請書」に必要事項を記入し、提出してください。受験票および結果通知等の投函予定日の3週間前までに受理した場合、変更後の連絡先住所へお送りします。

7. 受験票の送付

受験票の送付（投函）	受験票投函予定日：2025年10月31日（金） ※ <u>受験票（ハガキ）が届かない場合は、2025年11月10日以降に</u> 日本認知症ケア学会事務センターにお問い合わせください。
------------	---

8. 事前動作確認

事前動作確認期間	2025年11月7日（金）10:00～11月28日（金）17:00 ※ 期間内であれば、時間帯・回数に制限なく事前動作確認が可能です。
動作確認方法	受験票に記載された「Web試験サイト」のURLからログインし、画面の指示に従って動作確認を行ってください。 ※ 詳細（操作方法等）は受験票および「Web試験サイト」に表示される「Web試験操作マニュアル」で確認してください。
用意するもの	・ 受験票 ・ 試験当日に使用するパソコンまたはタブレット等の端末 ※ 通信環境や画面の見やすさ等の観点からパソコンの使用を推奨します。 ・ インターネットに接続する環境 ・ スマートフォン、固定電話等（本人認証コード受信用）
推奨する動作環境およびネットワーク環境	「9. 受験時の注意事項」に記載された「推奨する動作環境およびネットワーク環境」と「ネットワーク環境注意事項」を確認してください。

注意事項	・不明点等は事前動作確認で解決してください。 ・使用する機器やインターネット環境，その他，受験者の責により期間内に事前動作確認ができない，また，これらに起因して発生した事故（受験ができない等）について，本学会は責任を負いません。
------	---

9. 受験時の注意事項

Web 試験サイトへのアクセス	Web 試験サイトへは，試験当日（2025 年 12 月 7 日）の 9：30 よりアクセスが可能です。時間に余裕をもってログインしてください。 ※試験開始時刻より 30 分以上経過すると，当該試験は受験できません。		
受験（操作）方法	受験票に記載された「Web 試験サイト」の URL からログインし，画面の指示に従って試験を行ってください。 ※ 詳細（操作方法等）は受験票および「Web 試験サイト」に表示される「Web 試験操作マニュアル」で確認してください。		
用意するもの	・受験票 ・パソコン，またはタブレット等の端末 ※ 通信環境や試験画面の見やすさ等の観点からパソコンの使用を推奨 ・インターネットに接続する環境 ・スマートフォン，固定電話等（本人認証コード受信用） [必要な場合のみ] ・計時機能のみの時計（辞書等の機能をもつ時計およびウェアラブル端末（スマートウォッチ等）の使用は禁止） ・筆記用具およびメモ用紙（白紙のみ可／ノート類不可） ・その他，本学会が必要と認めたもの		
推奨する動作環境 および ネットワーク環境	① パソコンOS 共通		
	ハードウェア	CPU	デュアルコア1Ghz以上（複数のアプリを同時に利用する際にはデュアルコア2Ghz 以上（core i3 / i5 / i7 相当）が搭載されていると快適に動作）
		メモリ	4GB 以上（複数のアプリを同時に利用する際には8GB 以上搭載されていると快適に動作）
	② パソコンOS 別		
	機種	OS	ブラウザ
	Windows	Windows 10 / 11 ※デスクトップモードのみ	Google Chrome（推奨） Safari, Firefox, Microsoft Edge
	Mac	Mac OS 10.15 (Catalina)	Safari
	③ ネットワーク環境		
	通信回線速度	100MB 以上のネットワーク回線	

ネットワーク環境 注意事項	・ 自宅の有線・無線 LAN (Wi-Fi) 等, 安定した環境下で受験してください. ・ 一部のプロバイダでは, 試験画面が正常に動作しない場合があります. ・ セキュリティソフトやファイアウォール機能を備えたルーター等の通信機器の設定により, 試験画面が正常に動作しない場合があります. ・ 通信料は受験者負担となります.
そ の 他 注意事項	・ 試験中「Web試験サイト」の動作に不具合が発生した場合は, 受験票に記載された連絡先へ問い合わせてください. ※ 連絡の際は受験番号・生年月日・氏名・障害の状況を伝えてください. ・ 試験当日の大規模なシステム障害等, 不測の事態により本試験を中止または延期する場合は, 可能な限りすみやかにその情報や対応方法等を, 本学会ホームページに掲載します. ・ 試験中の画面に表示される「試験の残り時間」に秒数の表示はありません. 必要な場合は時計を用意してください. ※ 「試験の残り時間」の表示は目安として利用してください. ・ 試験日前に発生した不測の事態により, 本試験を中止または延期する場合は, 2025 年 12 月 5 日 (金) 15 : 00 までに対応方法等を本学会ホームページに掲載します.
不正行為	次の不正行為等が発覚した場合, その受験者は失格または合格取消となります. 1. 受験者以外の者が受験するまたは, 受験にかかわる行為 2. 他人と接触 (無言でも不可)・会話する行為 3. 離席する行為 ※ 体調不良・空調や電気の操作やトイレを理由とする短時間の離席は可. 4. スマートフォン等を使用し通話する行為 ※ 緊急時の連絡は可. 5. 試験で使用する電子機器 (パソコン等) 以外の電子機器を使用する行為 6. 試験サイト以外の Web サイトの閲覧および, アプリケーションを使用する行為 7. 許可された以外のもの (テキスト等) を身近に用意する行為 ※ 解答の助けになるものは, すべて目が届かない場所に片づけてください. 8. 試験問題の複製および第三者への提供, 譲渡, 販売等を行う行為 9. 試験問題を漏洩させ, 公開等 (SNS への投稿を含む) を行う行為 10. 本試験の運営に支障を与える行為 11. 本学会の権利を不当に害する行為 12. その他, 本学会が不正行為と認定する行為等

免責事項	次の事項に該当する場合に生じた事故等について、本学会は責任を負いません。 1. 本人の確認不足等により本試験を受験できない場合 ※ 事前動作確認で必ず不明点を解決してください。 2. 本学会が推奨する機器・動作環境・通信環境以外で受験した場合 ※ 本学会が推奨する機器・動作環境・通信環境で受験した場合でも、通信基盤の提供会社の事情や停電等により、試験サイトの動作や通信が遅滞等する場合があります（可能な範囲で対策を講じますが、原則として再試験や試験時間の延長等の対応は行いません）。 3. 「Web 試験操作マニュアル」に記載された操作方法以外で操作した場合 4. その他、本学会の責めに帰することができない事由が発生した場合
------	--

10. 結果通知

結果通知	結果通知投函日：2026 年 1 月 14 日（水） 同日の 13：00 より一般社団法人日本認知症ケア学会ホームページでも、<u>合格者の受験番号</u>を公開します。 ・合格発表直後の時間帯はアクセスが集中してサイトにつながりにくくなる可能性があります。 ・<u>結果通知が届かない場合は、2026 年 1 月 22 日以降に</u>日本認知症ケア学会事務センターにお問い合わせください。 ・電話、FAX、E-mail 等による可否、受験番号等のお問い合わせにはお答えできません。
------	--

Ⅲ. 認知症ケア上級専門士登録申請

登録申請期間	2026 年 1 月 15 日（木）～2 月 17 日（火）消印有効
認 定 料	15,000 円 次のものを領収書に代えさせていただきます。 ①窓口で払い込みをした場合：振替払込請求書兼受領証（原本） ②ATM で払い込みをした場合：ATM 発行のご利用明細票（原本） 一般社団法人日本認知症ケア学会では領収書を発行いたしません。
上級専門士登録申請書類について	・合格通知書および認知症ケア上級専門士登録申請書類等を交付します。 ・期日までに認定料をお支払いのうえ、登録申請書類を作成し提出してください。 ・登録申請の手続きを行わない場合は、認知症ケア上級専門士として登録されません（認知症ケア上級専門士の名称を使用することができません）。

Ⅳ. 認知症ケア上級専門士認定・更新

認 定 日	2026 年 4 月 1 日 (水)
上級専門士認定・更新について	・ 認知症ケア上級専門士の資格に更新はありません。 ・ 認知症ケア専門士を基礎資格とするため、認知症ケア専門士の資格維持が必要となります。 ・ 認知症ケア専門士の資格が失効した場合は、付随して認知症ケア上級専門士の資格も失効します。

Ⅴ. お問い合わせ先

一般社団法人日本認知症ケア学会事務センター

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 4-1-1 オザワビル (株) ワールドプランニング内

TEL : 03-5206-7565 / 03-5206-7431 (受付時間 : 10:00~12:00, 13:00~17:00 / 土日祝日除く)

FAX : 03-5206-7757

E-mail : office@dcq-ex.net

(注1) 申請期間中は電話回線が混み合うことが予想されます。お問い合わせ等は、余裕をもって行ってください (受付時間厳守)。

(注2) FAX, E-mail でのお問い合わせには返答するまでに数日かかる場合があります。お急ぎの方は、必ずお電話でお問い合わせください。

(注3) 問い合わせしてから 1 週間以上返事がない場合は、再度ご連絡ください。

VI. 認知症ケア上級専門士制度規則, 施行細則等

一般社団法人日本認知症ケア学会 認知症ケア上級専門士制度規則

平成 24 年 5 月 21 日改正

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本制度は、認知症ケアの専門職としての倫理観を備え、科学的なエビデンスや根拠に基づいた実践ならびにチームリーダー、アドバイザーとして活動ができる認知症ケア上級専門士（以下、上級専門士）を養成し、わが国における認知症ケア技術の向上ならびに保健・福祉に貢献することを目的とする。
- 第 2 条 一般社団法人日本認知症ケア学会（以下、本学会）は、前条の目的を達成するため、認知症ケアに関する上級専門士制度を設け、上級専門士を認定する。
- 第 3 条 本制度の維持と運営のために上級専門士認定委員会は、上級専門士に関する審議を行い、かつ認定するための規則を定める。

第 2 章 上級専門士の受験資格

- 第 4 条 上級専門士を受験するためには、次の各項の条件をすべて満たさなければならない。
1. 認知症ケア専門士（以下、専門士）としての経験を 3 年以上有していること。
 2. 試験実施年の 3 月 31 日より過去 5 年間に於いて、上級専門士制度規則施行細則上級専門士の受験資格単位に関する事項にある領域Ⅰ～Ⅲより 30 単位以上を取得していること。
 3. 上級専門士研修会を修了していること。ただし、有効期間は研修会修了日より 5 年間とする。
 4. 受験申請期間の最終日までに、次の各号に定める条件のうちいずれか 1 つ以上を満たしていること。ただし、試験実施年の 3 月 31 日より過去 5 年以上前および専門士資格取得以前の演題発表、事例報告、論文・事例発表は含まない。
 - 1) 上級専門士制度規則施行細則にある学術集会、地域部会研修会等での演題発表ならびに事例報告（筆頭者のみ）
 - 2) 上級専門士制度規則施行細則にある査読制度のある機関誌等への論文・事例発表（筆頭者のみ）

第 3 章 上級専門士認定委員会

- 第 5 条 上級専門士の認定および関連する業務を遂行するために上級専門士認定委員会を設置する。
1. 上級専門士認定委員会の委員長は、本学会理事会が選出し、理事長が委嘱する。
 2. 上級専門士認定委員会には委員長 1 名、委員若干名をおく。

第 6 条 委員長は、必要に応じて上級専門士認定委員会を招集することができる。

第 7 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 4 章 上級専門士認定試験および認定方法

第 8 条 上級専門士認定試験は、筆記試験からなるものとする。

第 9 条 上級専門士認定試験の実施にあたっては、別途細則に定める。

第 10 条 筆記試験の領域は、①認知症ケアにおける倫理、②認知症ケアのためのケアマネジメント、③介護関係者のためのチームアプローチ、とする。

第 11 条 筆記試験は、第 2 章に定める受験資格を満たした者であり、かつ第 12 条に定める書類ならびに受験料を納めた者に対し実施する。

第 12 条 筆記試験を希望する者は、次の各項に定める書類を上級専門士認定委員会に提出しなければならない。

1. 認知症ケア上級専門士認定試験受験申請書（様式 1）
2. 専門士取得単位貼付用紙（様式 2）
3. 認知症ケア上級専門士受験資格単位・発表申請書（様式 3）
4. 認知症ケア上級専門士研修会受講修了証書（コピー）貼付用紙（様式 4）
5. 認知症ケア専門士施設内研修等修了証明書（様式 5）

第 13 条 筆記試験の審査結果は、試験後 2 か月以内に、機関誌「日本認知症ケア学会誌」および本学会ホームページ等において公示する。

第 14 条 本学会理事長は、筆記試験合格者に対して、理事会の議を経て上級専門士認定証を交付する。なお、合格者は上級専門士認定証の交付を受ける際に、別に定める上級専門士認定料を納入しなければならない。

第 5 章 上級専門士の資格の喪失・取消

第 15 条 上級専門士は次の理由により、本学会理事会の議を経て、その資格を喪失する。

1. 正当な理由を付して上級専門士としての資格を辞退したとき。
2. 専門士資格を辞退したとき、および専門士資格更新手続きを経なかったとき。
3. 申請書類に虚偽が認められたとき。

第 16 条 本学会理事長は、上級専門士としてふさわしくない行為のあった者に対して、上級専門士認定委員会および理事会の議を経て、上級専門士の資格を取り消すことができる。

第 6 章 規則の変更

第 17 条 本規則を変更する場合は、理事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

附 則

1. 本規則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
2. 本規則は平成 23 年 1 月 7 日に一部改正した。
3. 本規則は平成 24 年 5 月 21 日に一部改正した。

認知症ケア上級専門士制度規則施行細則 筆記試験等に関する事項

平成 21 年 4 月 1 日施行

- 第 1 条 一般社団法人日本認知症ケア学会認知症ケア上級専門士（以下、上級専門士）制度規則の施行について、本規則に定められた以外の事項については、次の各条の規定に従う。
- 第 2 条 上級専門士認定委員会の事務は、一般社団法人日本認知症ケア学会事務センターにおいて行う。
- 第 3 条 上級専門士の筆記試験申請の期限は次のとおりとする。
1. 上級専門士の筆記試験申請受付は、原則として毎年 9 月 1～30 日とする。
 2. 申請書類は、正本 1 通、コピー（A4 サイズに統一）2 通の合計 3 通を書留郵便にて上級専門士認定委員会事務センターまで郵送する。
- 第 4 条 上級専門士研修会は随時、筆記試験は 11 月下旬に実施する。
- 第 5 条 上級専門士研修会は、次に定める領域において実施する。
1. 認知症ケアにおける倫理
 2. 認知症ケアのためのケアマネジメント
 3. 介護関係者のためのチームアプローチ
- 第 6 条 筆記試験の領域は、第 5 条に定めるものとする。
- 第 7 条 すべての審査は、原則として試験後 2 か月以内に終了する。
- 第 8 条 上級専門士の研修料、受験料、認定料は次のとおりとする。
1. 研修料 7,000 円
 2. 受験料 10,000 円
 3. 認定料 15,000 円
- 第 9 条 本細則を変更するには、上級専門士認定委員会の議決により、理事会の承認を得なければならない。

認知症ケア上級専門士制度規則施行細則 上級専門士の受験資格単位に関する事項

平成 21 年 4 月 1 日施行

平成 23 年 1 月 7 日改正

平成 23 年 4 月 1 日改正

1. 認知症ケア上級専門士（以下、上級専門士）の受験には次の領域Ⅰ～Ⅲより 30 単位以上を取得する必要がある。

領域Ⅰ「学術集会等への参加」

- ①本学会年次学術集会への参加は 8 単位、発表者または座長を務めた者は 3 単位加算する。ただし、共同研究者については、単位は加算されないものとする。
- ②本学会地域大会への参加は 7 単位、発表者または座長を務めた者は 3 単位加算する。ただし、共同研究者については、単位は加算されないものとする。
- ③本認定委員会が認める国際学会への参加は 6 単位、発表者または座長・司会者を務めた者は 2 単位加算する。
- ④本認定委員会の認める学会等への参加は 3 単位、発表者は 2 単位加算する。なお、該当の学会等は別に本認定委員会の内規で定めるものとする（注 1）。

領域Ⅱ「生涯学習プログラム等への参加」

- ①本学会が主催する教育講演、国際セミナー等への参加は 5 単位、講師または司会者を務めた者は 3 単位加算する。
- ②本学会地域部会が主催する講演等への参加は 5 単位、発表者または座長・講師を務めた者は 3 単位加算する。
- ③本認定委員会が認める認知症介護研究・研修センター、日本医師会等が主催する教育セミナーおよびそれに準ずる企画で本認定委員会が認めた講演等への参加は 1～3 単位、発表者または、座長・講師を務めた者は 1 単位加算する。
※参加を証明できるものを提出する（参加証のコピー、発表者、司会者の場合は当該部分のプログラムのコピー等）。なお、同一講演等における複数回発表は 1 回と計算する。
- ④本学会ホームページ（動画サイト）による受講は 1 講演 1 単位とする。ただし、ホームページによる受講は、年間最大 5 単位までとする（毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日を 1 年間とする）。
- ⑤認知症ケアに関する施設内研修またはそれに準ずる研修への参加は 1 単位とする。ただし、年間最大 5 単位までとする（毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日を 1 年間とする）。
※参加を証明するものを提出する。
- ⑥認知症ケアに関する地方自治体等が主催する研修会等での講師活動および、地域での相談活動は 1 回につき 1 単位とする。ただし、年間最大 5 単位までとする（毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日を 1 年間とする）。
※上記活動を証明できるものを提出する。

領域Ⅲ「機関誌等への論文発表」

- ①本学会機関誌「日本認知症ケア学会誌」の掲載投稿論文[原著、実践・事例報告、資料、その他]については、筆頭者は 8 単位、共著者については 2 単位とする。なお、査読制度に基づく投稿論文以外については、筆頭者は 4 単位、共著者については 1 単位とする。

- ②本学会機関誌「認知症ケア事例ジャーナル」の掲載投稿論文については、筆頭者は 8 単位、共著者については 2 単位とする。なお、投稿論文以外の論文については、筆頭者は 4 単位、共著者については 1 単位とする。
- ③認知症ケアに関する他誌への掲載論文[原著]については、本認定委員会の内規で定めるものとし、筆頭者は 4 単位、共著者については 1 単位加算する。なお、査読制度に基づく原著以外の論文については、筆頭者は 3 単位、共著者については 1 単位とする（注 2）。
- ※当該部分の別刷またはコピーを提出する。

（注 1）本細則 1. 領域Ⅰ－④にある「本認定委員会の認める学会等」とは、以下のものをいう（2011 年 3 月 31 日現在）。

日本老年医学会	日本老年精神医学会
日本精神神経学会	日本認知症学会
日本リハビリテーション医学会	日本公衆衛生学会
日本衛生学会	日本看護協会学会分科会(老年，精神，地域)
日本老年看護学会	日本地域看護学会
日本家族看護学会	日本看護科学学会
日本看護管理学会	日本看護研究学会
日本精神保健看護学会	日本老年社会科学会
日本社会福祉学会	日本介護福祉学会
日本在宅ケア学会	日本老年行動科学会
日本地域福祉学会	日本保健福祉学会
日本ソーシャルワーク学会	日本心理学会
日本心理臨床学会	日本社会心理学会
日本健康心理学会	日本発達心理学会
日本教育心理学会	日本社会学会
日本家族社会学会	日本保健医療社会学会
日本社会病理学会	日本ケアマネジメント学会
日本プライマリ・ケア連合学会	日本保健医療行動科学会
日本作業療法士協会	日本理学療法士協会
日本高齢者虐待防止学会	日本言語聴覚士協会
日本家族研究・家族療法学会	日本コミュニケーション障害学会
日本神経心理学会	日本老年歯科医学会

（注 2）本細則 1. 領域Ⅲ－③にある「他誌」とは、以下のものをいう（2004 年 1 月 17 日現在）。

①（注 1）で定める学会等の機関誌

② ①以外の雑誌

医学のあゆみ	公衆衛生	臨床精神医学
臨床心理学研究	精神医学	理学療法ジャーナル
看護学雑誌	作業療法ジャーナル	看護研究
厚生指標	看護教育	人口問題研究
訪問看護と介護	季刊社会保障研究	看護
保健師ジャーナル	地域看護学雑誌	

③上記以外の学会、和文、欧文誌については、認定委員会において審議する。

[領域と単位]

	項 目		単位数
I 学術集会等への参加	①	日本認知症ケア学会大会 参加	8 単位
		〃 発表者または座長	3 単位
	②	日本認知症ケア学会ブロック大会 参加 (2019 年度に地域大会より名称変更)	7 単位
		〃 発表者または座長	3 単位
	③	本認定委員会が認める国際学会 参加	6 単位
		〃 発表者または座長・司会者	2 単位
	④	本認定委員会が認める学会等 参加	3 単位
		〃 発表者	2 単位
II 生涯学習プログラム等への参加	①	本学会が主催する教育講演, 国際セミナー等 参加	5 単位
		〃 講師または司会	3 単位
	②	地域部会が主催する講演等 参加	5 単位
		〃 発表者または座長・講師	3 単位
	③	本認定委員会が認める講座等 参加	1～3 単位
		〃 発表者または座長・講師	1 単位
	④	本学会ホームページ (動画サイト) において受講できる講演 ※ 最大 5 単位/1 年	1 講演 1 単位
III 機関誌等への論文発表	①	「日本認知症ケア学会誌」掲載投稿論文 筆頭者	8 単位
		〃 共著者	2 単位
		投稿論文以外の論文 筆頭者	4 単位
		〃 共著者	1 単位
	②	「認知症ケア事例ジャーナル」掲載投稿論文 筆頭者	8 単位
		〃 共著者	2 単位
		投稿論文以外の論文 筆頭者	4 単位
		〃 共著者	1 単位
	③	本学会機関誌以外の掲載論文 [原著論文] 筆頭者	4 単位
		〃 共著者	1 単位
		本学会機関誌以外の原著論文以外の論文 筆頭者	3 単位
		〃 共著者	1 単位

* 専門士制度では, 毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日を 1 年とします。

認知症ケア上級専門士制度規則施行細則 カリキュラム

平成 21 年 4 月 1 日施行

I. 認知症ケアにおける倫理

1. 専門職に求められる価値と倫理
2. 先端医科学研究と倫理
3. 医学における倫理
4. 看護倫理
5. 社会福祉・介護における倫理
6. 人の尊厳と人権
7. 倫理的課題とジレンマの状況
8. 倫理的ジレンマを解決するための方法
9. その他上記以外の関連領域

II. 認知症ケアのためのケアマネジメント

1. ケアマネジメント
2. ケアマネジメントにおけるアセスメントの特徴
3. 認知症の診断と治療
4. 認知症の原因疾患別特徴
5. アセスメントツール
6. ICF の考え方
7. アセスメントとケアプラン作成
8. 事例
9. その他上記以外の関連領域

III. 介護関係者のためのチームアプローチ

1. チームアプローチの目的と意義
2. チームの定義
3. チームワークとチームメンバーの関係
4. チームアプローチのための基礎理論
5. チームの展開と発展
6. チームマネジメント
7. その他上記以外の関連領域

第 17 回認知症ケア上級専門士認定試験
受験申請から認知症ケア上級専門士認定までのながれ

受験申請期間

2025 年 9 月 1 日(月)～9 月 30 日(火)消印有効



受験票投函予定日

2025 年 10 月 31 日(金)



認知症ケア上級専門士認定試験実施日

2025 年 12 月 7 日(日)



試験結果発表

2026 年 1 月 14 日(水)

日本認知症ケア学会ホームページ上で合格者の受験番号を公開するとともに、郵送にて受験者全員に合否を通知します(合格者には、認知症ケア上級専門士登録申請書類等を同封)。



認知症ケア上級専門士登録申請

2026 年 1 月 15 日(木)～2 月 17 日(火)消印有効



認知症ケア上級専門士認定(資格取得)

2026 年 4 月 1 日(水)